

海匠「やさ・しー・い食の応援店」実施要領

1 目的

海匠地域は、脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病による死亡率が千葉県と比較して高いことから、地域の飲食店等において、やさ・しー・い取り組み（生活習慣病予防に効果があるとされる野菜摂取量の増加促進および減塩の推進）を実施し、地域に広く周知することにより、住民の健康づくりに活用していけるよう、「海匠『やさ・しー・い食の応援店』」を認定、普及する。

*やさ・しー・い ⇒ やさいたっぷり・しおはー（マイナス）・いち（1）g

2 実施主体 海匠地域・職域連携推進協議会

3 対象施設 海匠管内に住所を有する飲食店・弁当店・惣菜店・企業・販売店等

4 認定基準

次の条件を1項目以上満たしていること

(1) 野菜摂取促進または、減塩に関する健康情報等の提供

例・1日の野菜摂取目標量の掲示

(2) 1品または1食当たり野菜を120g以上使用したメニューを提供している

(3) 野菜(含カット野菜)を販売している

(4) 地元産の野菜料理を提供または販売している

(5) 野菜摂取量増加に向けた取り組みがある

例・ベジ・ファーストメニューを提供している

・野菜を増量できる

・サラダバーがある

(6) 1食当たりの塩分量が3g以下のメニューを提供している

(7) 塩分を控える取り組みがある

例・料理の味付けを薄味にできる

・ソース・ドレッシング等が別添えにできる

・減塩調味料を提供している

5 認定方法

認定を希望するものは、別紙様式1「海匠『やさ・しー・い食の応援店』申込書」に必要事項を記載し、「海匠地域・職域連携推進協議会長」あて提出する。協議会は、申し込み内容が認定条件に該当すると認める場合は、「海匠『やさ・しー・い食の応援店』」ステッカー等を交付し、認定店(機関)は、利用者にわかりやすい場所に掲示する。

6 認定内容の変更について

認定後、認定内容を変更する場合は、別紙様式2「海匠『やさ・しー・い食の応援店』変更届出書」を「海匠地域・職域連携推進協議会長」に提出する。

7 認定の取り消しについて

認定の取り消しを希望する場合は、別紙様式3「海匠『やさ・しー・い食の応援店』取消届出書」を「海匠地域・職域連携推進協議会長」に提出する。

2)「海匠地域・職域連携推進協議会長」は、廃業等により取消届出書を提出できない場合は、取り消しを行うことができる。

8 認定の継続確認

海匠地域・職域連携推進協議会は、応援店に認定の継続確認を年1回程度行う。

9 認定店（機関）の周知

認定店（機関）は、海匠地域・職域連携推進協議会関係機関及び千葉県海匠健康福祉センター（海匠保健所）のホームページ及びチラシ・ポスター等により周知する。